

平成23年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年11月29日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成23年11月29日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第48号 | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第49号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第50号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第51号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第52号 | 尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第54号 | 平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について |
| 日程第10 | 議案第55号 | 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第11 | 議案第56号 | 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第12 | 議案第57号 | 平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について |
| 日程第13 | 議案第58号 | 平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第14 | 議案第59号 | 第6次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画の議決について |
| 日程第15 | 議案第60号 | 工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）
（提案説明、審議留保） |
| 日程第16 | 議案第61号 | 職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条 |

例の一部を改正する条例の一部改正について

(提案説明、質疑、委員会付託)

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第18 報告第10号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

日程第19 報告第11号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

日程第20 報告第12号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)

日程第21 報告第13号 須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について

(報告、質疑)

日程第22 議案第61号 職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○出席議員(15名)

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	15番 中垣克朗議員
16番 真井紀夫議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市長公室長
総務課長	財政課長

防 災 危 機 管 理 室 長
市 民 サ ー ビ ス 課 長
環 境 課 長
魚 ま ち 推 進 課 長
建 設 課 長
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長
教 育 課 長
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
監 査 委 員

税 務 課 長
福 祉 保 健 課 長
商 工 観 光 推 進 課 長
木 の ま ち 推 進 課 長
水 道 部 長
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
教 育 委 員 長
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監
監 査 委 員 事 務 局 長

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 副 主 幹

〔開会 午前 9時59分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより平成23年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、平成23年第4回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を初めとする議案14件と、「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問1件及び「専決処分事項について」を初めとする報告4件を提出させていただきました。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番、三鬼和昭議員、9番、與谷公孝議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12月14日までの16日間といたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第48号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から日程第15、議案第60号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君）　平成23年第4回定例会の開会に当たり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、第6次尾鷲市総合計画についてであります。

昨年8月に尾鷲市総合計画審議会へ諮問し、大変精力的なご審議を賜りまして、去る11月14日に答申をいただき、平成24年度を初年度とする10カ年のまちづくりの指針となる第6次尾鷲市総合計画を策定することができました。

本市では、平成14年度から平成23年度の10年間を計画期間とする第5次尾鷲市総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

この間、少子・高齢化が進行する中、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、インターネットなどの高度情報化、近畿自動車道紀勢線など、高速道路の延伸、地球温暖化防止に向けた環境保全への取り組みなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、東日本大震災の発生以降、これまでの災害に対する考え方や対策等に大きな変化を迫られております。

こうした変化に的確に対応し、今後、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまち、子や孫とともに暮らせるまち、住みよいまちを、市民と行政がともにつくり、次の世代につなげていくため、将来都市像を「共に創り　未来につなぐ　誇れるまち　おわせ」と定めたものであります。

尾鷲市には、おいしい魚や、尾鷲ヒノキ、海洋深層水、熊野古道など、海・山の資源や未開発の自然などの魅力がたくさんあります。この資源や魅力を活用し、市民と行政が力を合わせ、ともに知恵を出し合い、また外部の協力を得ることで、

まちに活気を取り戻し、市民や訪れる人々が幸せや心の豊かさを得られるまちにしていくことが大切であります。

さらに、尾鷲市の特性を生かした企業誘致などにより、雇用を創出し、市民一人一人が日ごろの生活に満足し、豊かさを実感できる取り組みも必要であります。

そして、市民一人一人が尾鷲市の資源・魅力に愛着や誇りを持ち、それらを生かしたまちづくりを行っていくことが新たな尾鷲市の歴史を築いていく原動力になるものと思っております。

1年を超える長期間にわたり計画策定にご尽力を賜りました審議会委員、市民会議の皆様を初め、ご協力をいただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

次に、水産振興についてであります。

尾鷲港産地協議会におきましては、産地の水産業の強化を図るため、さまざまな取り組みが行われており、その一環といたしまして、去る11月5日に尾鷲漁協魚市場において、魚食普及などを目的としたイベント、魚まつりが開催されました。

イベントの体験教室では、小学生・中学生の皆さんに干物づくりや、タイの三枚おろしなどを体験していただき、模擬せり市では主婦の皆さんに多数ご参加いただきました。

また、日ごろ目にすることができない魚に触れ、干物や唐揚げなど、さまざまな魚食を体験する機会も設けられ、当日は尾鷲イタダキ市と同時開催でやったこともあり、会場は大変にぎわい、幅広い世代層の方々に改めて尾鷲の魚の魅力を体験していただけたと感じているところであります。

今回の魚まつりは、漁協、漁業者、流通及び加工業者の皆様や、行政関係者など、業界が一体となって実施されましたが、特に漁業者の皆さんみずから企画から会場の設営、イベントの実施まで、中心となって支えていただき、漁業者の皆様を初め、関係各位に改めてお礼を申し上げます。

今後も、このような取り組みを通じて、尾鷲の魚を広くPRするとともに、新たなマーケットの開拓などの取り組みへの足がかりにしていきたいと考えております。

次に、海洋深層水事業についてであります。

昨年2月26日に発生した取水管損傷事故に係る損害賠償請求訴訟につきましては、本市の顧問弁護士である室木・飯田法律事務所に委任し、昨年11月10

日に井本船舶株式会社、井本商運株式会社、株式会社イコーズ及び船長を被告として、津地方裁判所に提起いたしました。

被告らは、この訴えを受け、12月22日に津地裁で開催された第1回口頭弁論期日において、賠償責任を否定しながらも、神戸地方裁判所へ船舶所有者等責任制限手続の申し立てを行い、本年1月7日にその開始が決定されたことから、責任制限手続開始申立事件についても、あわせて室木・飯田弁護士事務所に委任し、損害賠償訴訟と並行して対応いたしました。

3月18日には、神戸地裁に制限債権の参加届出書を提出し、5月24日の第1回制限債権調査期日では、管理人による届出債権の調査が行われ、9月6日の第2回制限債権調査期日では、管理人から本市の債権については全額異議なしと報告されました。

被告側からも異議がなかったことから、10月21日に船舶所有者責任制限法にのっとり算出された1億3,631万7,128円が供託され、来月には本市に配当される見込みとなっております。

このことから、一般会計補正予算（第4号）に、歳入には、この配当金を19款諸収入の弁償金として、歳出には、船舶所有者責任制限法によって、本市は供託された金銭からの配当しか受けられない制度であることから、この配当金に基づいて算出した弁護士報償費を5款農林水産業費、5項水産業費、5目海洋深層水事業費に計上したところであります。

また、津地裁における損害賠償訴訟につきましても、今月15日に第8回弁論準備手続が行われ、神戸地裁における責任制限手続の経過が報告・確認されました。

ここまでご協力をいただいた皆様に改めて感謝を申し上げますところですが、この事故により、特に深層水の利用者の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。今後、二度とこのような事故が起こらないよう、再発防止対策を進めるとともに、いま一度、海洋深層水のPRに私みずからもトップセールスを行いながら、利活用企業や事業者の再開拓に取り組んでいるところであります。

今後とも、海洋深層水事業の推進にご理解、ご協力を賜るとともに、みえ尾鷲海洋深層水の利活用推進にご支援をいただきますようお願いいたします。

次に、特産品のパッケージギフト商品の企画・開発についてであります。

既に、平成21年度から好評をいただいております尾鷲まるごとヤーヤ便に加えて、現在、各種お祝いなど、さまざまな慶弔の際にご利用いただける特産品の

パッケージギフトの企画を尾鷲観光物産協会等と共同で行っております。

来春以降に、皆様にお披露目できるよう企画しておりますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

次に、市内全域で取り組んでいる尾鷲よいところスタンプ事業についてであります。

尾鷲よいところスタンプ会は、市内全域の約60店舗の事業者が共同で運営し、市内消費活動を活性化することにより、地域経済の振興に寄与することを目的として、昨年11月からスタンプ配布事業を行っております。

これまで商品券が当たる例月の抽せん会などを行っておりますが、1周年を迎える12月には、歳末スタンプセール期間として、12月8日から18日までの11日間において、ポイント2倍サービスを行い、豪華景品が当たる大抽せん会を来年の年初めに行うこととしておりますので、市民の皆様には、ぜひご利用いただきたいと思っております。

次に、集客交流についてであります。

10月23日に熊野古道センターとおととで、第9回熊野古道まつりが開催され、市内の小学生チームを含む県内外の43チーム、約1,000人の躍動感あふれる演舞が繰り広げられました。

また、11月12日、13日には、せぎやまホールで第26回全国尾鷲節コンクールが開催され、参加者104名による熱戦が繰り広げられるとともに、今大会から小学生の部、15名が花を添えるなど、盛会裏に終えることができました。

さらに、11月19日、20日に第8回おわせ海・山ツデーウォークを開催したところ、北海道から大分県まで、全国37都道府県から、延べ583名の参加をいただきました。今大会は、初日が終日雨模様となったことから、事前申込者数延べ783名に対し、キャンセルされた方もありましたが、雨天にもかかわらず、地域の皆様の道案内や、心温まるおもてなしなどに、参加者からはすばらしい大会であったとの評価をいただくことができました。

これら、秋のイベントにご参加・ご来場いただきました皆様を初め、各実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、心より敬意を表します。

次に、着地型観光ツアー商品開発の取り組みとして、尾鷲市内の熊野古道を使った健康ウォーキングの専属インストラクター、尾鷲セラピストの養成講座を開講しております。

この養成講座で熊野古道の歴史や健康効果、尾鷲市の地域資源などを学び、今後展開していく健康ツアーの専属ガイドとして活動していただくことになっており、熊野古道ウォークに新たな付加価値をつけるものと考えております。

また、来年3月には、尾鷲セラピストと行く健康モデルツアーが予定されており、商品化に向けての取り組みをスタートさせてまいります。

今後とも、市民の皆様と一体となり、本市の資源・魅力を最大限に発揮し、より多くの来訪者を迎えることができる事業の推進に努めてまいります。

次に、福祉施策についてであります。

現在、「尾鷲市高齢者保健福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」の策定作業を行っているところであります。高齢化率が36%に迫る本市におきましては、高齢者一人一人が住みなれた地域で生き生きと暮らし、これまで培ってこられた豊富な知識や経験などを生かして、まちづくりに参画していただくための基本は健康であるとの考えから、介護予防を中心とした健康づくり施策を進めております。

この施策の基本となるのが「尾鷲市高齢者保健福祉計画」であり、3年に一度見直しが行われる紀北広域連合の「介護保険事業計画」にあわせ、平成24年度からの3カ年を期間として、現在、策定作業を進めているところであります。

本年5月に65歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を実施し、今月には尾鷲市老人クラブ連合会や、各地区福祉委員会、各介護事業者から、現状や今後の課題についての意見の聞き取りを行い、その集約を終えたところであります。

今後、これらの資料に、過去3年間の検証内容を加え、策定委員会において議論を重ねてまいります。

次に、「尾鷲市障がい福祉計画」につきましましては、障がいのある方が住みなれた地域で、安心して生活していくことを目指し、障がいのある方一人一人のニーズに応じ、生涯を通じた各種サービスの充実、生活や教育及び働く場所の充実に取り組む必要があることから、障がいのある方を支援する仕組みなどを再構築しようとするものであります。

本計画では、障がいのある方へのサービスの提供体制や地域生活支援事業における事業量とサービス量の設定などを中心に、数値目標を定めることとしております。

現在、過去3年間の検証内容を踏まえ、素案を策定中であり、紀北地域自立支援協議会において議論を重ねてまいります。

次に、防災対策についてであります。

国におきましては、東日本大震災の発生を受け、これまで予測されてきた東海地震、東南海・南海地震の3連動地震に、宮崎県の日向灘沖と南海トラフ沿いの海溝軸を加えた5連動地震を想定した検討が進められており、本市の防災対策、とりわけ津波対策はますます喫緊の課題であると認識しております。

このような中、今年26日に尾鷲港を主会場として、尾鷲市巨大津波対処関係機関合同訓練を実施いたしました。

本年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を超える巨大津波の発生により、行政機関の混乱が地域での初動体制に大きな障害を及ぼしたことが明らかになったことから、被災者の救助及び被災地域の早期復旧のためには、広域的な防災関係機関が合同で訓練を実施し、事前に問題点の抽出・改善を行うとともに、各関係機関の一層の連携を深めることを目的としたものであります。

当日は快晴にも恵まれ、陸・海の自衛隊や海上保安部など、17機関、約700名の参加者を得て、住民の避難訓練や各防災機関が連携し、情報収集・救援・救出活動などを実施いたしました。

この訓練の検証で得られた問題点は、今後の合同訓練において改善するとともに、継続して実施していくことが本市の復旧・復興活動体制の確立につながるものと考えております。

次に、12月1日、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報の一斉放送訓練が、全国統一して実施されます。本市におきましても、市内全域の防災行政無線や戸別受信機による緊急地震速報を一斉放送し、その放送を確認していただいた上で自分の身を守るための自主的な行動訓練を行っていただくものであり、保育園や幼稚園を初め、各小・中学校、各事業所、自主防災会などの皆様方におかれましても、一人でも多くのご参加をお願いするものであります。

また、自主防災会の活動につきましては、東日本大震災以降、避難経路、避難場所の再確認をしていただき、より安全な場所への避難行動計画についてお願いしているところであります。

このような中、光が丘そばこ会自主防災会におきましては、以前より「自分たちの町は自分たちで守る。一人の犠牲者も出さない。」ことを基本理念として、地域が一体となった取り組みが行われ、高台に位置する地理的特性から、大規模地震による津波の被害が心配される沿岸部からの避難者を自分たちの地域で受け入れようとする活動も始めています。

本年9月に実施した、沿岸部の自主防災会と連携した避難訓練では、避難者名簿の作成や炊き出し訓練を行う中で明らかになった問題点を、次回からの訓練に生かそうという取り組みも行われています。

このような光が丘そばこ会自主防災会の取り組みが三重県から評価を受け、12月4日の「みえ地震対策の日・シンポジウム」の開催の場において、三重の防災奨励賞を受賞されることになりました。

本市のように、甚大な津波被害が予想される地域において、このような取り組みは、共助の観点からも非常に重要であり、他の地域全体にも広がっていくことを切に期待するものであります。

次に、須賀利大池及び小池の天然記念物指定についてであります。

去る11月18日に、国の文化審議会が開催され、同審議会の文化財分科会の審議・議決を経て、須賀利大池及び小池を含めた天然記念物の指定が文部科学大臣に答申されました。

このことから、本年度中には、須賀利大池及び小池が正式に天然記念物に指定される予定であり、市内の国指定天然記念物は九木神社樹叢に続き2件目となります。

須賀利大池及び小池は、全国で人工的に改変された海跡湖が多い中で、集水域から海岸線、そして湖底の津波堆積物までが自然の状態で良好に保存されている極めて貴重な例であり、また須賀利大池は、全国有数規模のハマナツメ群落も見られる重要な地域であるとの評価を受けました。

国の天然記念物指定により、地区の貴重な自然を保護するばかりではなく、前面に広がる元須賀利浦の豊かな海の保全にもつながり、これらの豊かな自然を次世代に残す意味でも非常に有益なことだと考えております。

今後、地元須賀利地区の代表者を初め、有識者、関係機関等を構成員とした委員会を設置し、さらに調査を行うとともに、保全作業や活用方法等について検討してまいります。

次に、出張所と各地区公民館のあり方についてであります。

市民サービス向上の観点から、出張所と各地区公民館のあり方について検討を行ってまいりました。

現在、早田地区、三木浦地区を初め、各地区においては、住民の皆さんみずからそれぞれの地域の特性を生かし、個性ある地域づくりを目指したさまざまな活動が行われており、そうした活動を側面からサポートするためにも、地域の皆

さんがより利用しやすい拠点施設が必要となってきました。

このことから、各地区にある公民館施設をより地域の皆さんが利用しやすい総合的なまちづくり拠点として、地域コミュニティー施設へと発展的に移行させていきたいと考えております。

また、各出張所施設につきましては、センター施設として、これまでの業務に加え、地域の課題、提案、要望書等の取りまとめ、本庁との緊密な連絡調整、さらに各所管区域の地域コミュニティーセンター包括管理業務を担い、地域によって異なる市民サービスへの対応、地域特性に合ったまちづくり支援などの強化を図ってまいります。

このような各地区コミュニティーセンターの有効活用等につきましては、平成24年4月から実施いたしたく、各地区の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、小・中学校の避難マニュアルの見直しについてであります。

東日本大震災発生以降、各小・中学校におきましては、避難方法を随時見直し、新しい避難マニュアルを作成しております。

授業中や休憩時間中、登下校中等、あらゆる場面を想定し作成しており、避難訓練等を行うたびに各学校において計画を検証しながら見直しを行っているところであります。

具体的には、尾鷲小学校では、裏の中村山へ、宮之上小学校では旧国道桜茶屋へ、尾鷲中学校や矢浜小学校では国道42号より上側へと、より高いところを目指して避難することとしております。

現在、小・中学校における津波防災教育カリキュラム作成事業の中で、全小・中学校の防災学習カリキュラムの作成や、学校独自の避難マニュアルの見直しを行っており、その見直しにおいては、学校ばかりでなく、学校周辺の方々や各地域の方々とも連携し、より安全で効果的な避難マニュアルを作成してまいります。

続きまして、今回、提案しております議案第48号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から、議案第60号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」までの13議案についてご説明いたします。

まず、議案第48号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」及び議案第49号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の2議案につきましては、同一政令の改正に伴

う条例の一部改正であることから、一括してご説明いたします。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が、平成22年12月に施行され、その施行期日について、同法の関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、平成23年10月1日となったことにより、この法改正に対応する条例の一部を改正し、条項の整理を行うものであります。

次に、議案第50号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」につきましては、地方税法が一部改正されたことに伴う一部改正であります。

次に、議案第51号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、地方税法を引用する条項が改正されたことに伴う条文の整理であります。

次に、議案第52号「尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、総合保養地域整備法の一部が改正されたことに伴う一部改正であります。

次に、議案第53号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、国民健康保険税にかかる賦課限度額の引き上げ等について、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されておりますが、本市におきましては、本年4月から税率の引き上げを行ったため、賦課限度額の引き上げは据え置いておりましたが、去る9月7日、尾鷲市国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、平成24年4月1日から賦課限度額を引き上げるための一部改正であります。

次に、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から、議案第58号「平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案についてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2億2,039万2,000円、国民健康保険事業会計で5,178万8,000円、後期高齢者医療事業会計で615万7,000円、病院事業会計で7,755万2,000円をそれぞれ増額し、水道事業会計で90万4,000円を減額するものであります。

これにより、各会計を含めた予算総額を190億8,406万3,000円とす

るものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

13款国庫支出金は、3,031万9,000円の減額であります。

これは、子ども手当の制度改正による4,267万2,000の減額と社会資本整備総合交付金831万1,000円の増額が主なものであります。

14款県支出金は937万6,000円の増額であります。

これは須賀利出張所に設置する三重県避難施設太陽光発電・蓄電システム導入支援事業補助金200万円、子ども手当の制度改正に伴うシステム改修費用の補助金として262万5,000円、県単林道整備事業補助金462万5,000円の増額が主なものであります。

16款寄附金は、16万1,000円の増額であります。

これは、ふるさと納税寄附金として2名の方から15万円、一般寄附金として1名の方から1万1,000円のご寄附をいただいたものであります。

17款繰入金は、9,762万6,000円の増額であります。

これは、今回の補正予算財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入は、1億4,204万8,000円の増額であります。これは、海洋深層水取水管事故に伴う配当額の確定による弁償金1億3,631万7,000円と、三重県後期高齢者医療広域連合から職員を派遣している人件費分として歳入されます733万円の追加が主なものであります。

20款市債は、150万円の増額であります。

これは、災害救助法に基づく台風12号の被災者に対する災害援護資金貸付金の財源として、三重県から借り入れするものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、各款共通事項の人件費であります。特別職では、私と副市長で給料等、19万5,000円の減額と委員等の報酬で、消防団員の方々の出動手当

等、137万4,000円の増額であります。一般職では、給料で人事異動等による100万円の増額、職員手当等では時間外勤務手当等による1,211万8,000円の増額、共済費では負担率の改定により723万3,000円の増額であります。

次に、総務費であります。一般管理費の調査管理経費では、須賀利出張所に太陽光発電・蓄電システムを設置するための工事請負費400万円の追加と、臨時雇賃金等の4名分、761万9,000円の増額であります。

財産管理費は、基金積立金で海洋深層水取水管事故に伴う配当額の確定により、弁償金として歳入される1億3,631万7,000円のうち、弁護士報償費1,145万1,000円を差し引いた1億2,486万6,000円と、ご寄附いただいた10万円を合わせた1億2,496万6,000円を財政調整基金に、同じくご寄附いただいた寄附金5万円を地域福祉基金に、それぞれ積み立てるものであります。

契約検査費は、工事等契約検査経費で輪内中学校耐震整備事業に係る検査体制を強化するため、実施設計支援業務委託料363万1,000円を追加するものであります。

防災費は、非常時用備品整備事業で273万2,000円の増額であります。これは、災害時に集落が孤立し、通信手段がなくなった場合を想定して、上空のヘリコプター等に状況を伝えることを目的に、11カ所に配置する救援表示シート外消耗品費172万4,000円と、指定避難施設のうち3階以上に避難できる施設（福祉保健センター外7カ所）を対象にした地震自動解錠ボックス購入費100万8,000円の追加であります。

戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳経費で72万5,000円の増額であります。これは、外国人登録制度の廃止に伴う住民基本台帳システム改修業務委託料の追加であります。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で893万円の増額であります。これは、台風12号による被災者生活再建支援金260万円、災害援護資金貸付金150万円の追加が主なものであります。

5ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、財政安定化支援事業など531万円を繰り出すものであります。

自立支援給付事業は、介護給付・訓練給付費で居宅介護事業費外記載の事業に

ついて、利用者の増加及び利用区分の変更による370万7,000円の増額であります。

後期高齢者医療費は、三重県後期高齢者医療広域連合負担金等615万7,000円を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出すものであります。

児童措置費は、子ども手当給付事業で4,150万7,000円の減額であります。これは給付金額等の制度改正によるシステム改修委託料262万5,000円の増額と、子ども手当4,413万2,000円の減額手あります。

母子福祉費は、児童扶養手当給付事業で、給付対象者の増加等による児童扶養手当538万9,000円の増額であります。

衛生費では、塵芥収集費のごみ収集費で、可燃ごみ収集車修繕料75万6,000円の増額、し尿収集費はし尿収集車購入費が入札により確定したことによる150万円の減額であります。

農林水産業費では、林道開設改良費の県単林道整備事業で、林道栃川原線外工事請負費等950万円の増額であります。

保育費は、受託造林保育事業で414万円の減額であります。これは、台風12号等の影響により、当初予定しておりました除伐・間伐の施業ができなくなったことによる減額であります。

水産振興費は、県単水産関係施設機能保全等支援事業で、尾鷲漁業協同組合が購入するフォークリフト2台の購入費補助金として、県単水産関係施設機能保全等支援事業費補助金205万円を公布するものであります。

海洋深層水事業費は、海洋深層水推進事業で、海洋深層水取水管事故に伴う配当額が確定したことにより、弁護士報償費として1,145万1,000円を追加するものであります。

6ページをごらんください。

土木費では、道路橋梁総務費の道路橋梁管理費で1,640万円の増額であります。これは、平成21年度から平成25年度までの5ヶ年計画で実施しております、社会資本整備総合交付金事業において、平成24年度に実施予定であった延長15メートル未満の162橋について橋梁点検が、国において1年前倒しで採択されたことによる橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の追加であります。

消防費では、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金1,456万円の減額は、人件費の減等によるものであります。

非常備消防費は消防団員活動費で426万5,000円の増額であります。こ

これは、8名の方が退職されますので、その退職報償金260万円の増額、非常備消防一般事務費は九鬼地区に配備予定の可搬式ポンプ外備品購入費189万1,000円の追加が主なものであります。

教育費では、事務局費の教育一般事務局費で804万円の増額であります。これは臨時雇賃金317万1,000円と、須賀利校長住宅解体撤去工事請負費297万9,000円の増額であります。

学校耐震整備事業は、1,851万7,000円の増額であります。これは、輪内中学校ボーリング調査委託料199万5,000円、輪内中学校の建設予定地のかさ上げに必要な排水路外工事請負費1,000万円、尾鷲小学校理科室の実験台外備品購入費409万3,000円の追加であります。

小学校学校管理費は、小学校施設整備事業で137万3,000円の増額であります。これは、尾鷲中学校プール横排水管外修繕料127万3,000円が主なものであります。

中学校学校管理費は、175万1,000円の増額であります。これは光熱水費130万円の増額が主なものであります。

社会教育総務費は、社会教育推進事業で、来年2月にフィンランド共和国のドミナンテ合唱団によるコンサートを開催する経費として83万1,000円を追加するものであります。

7ページをごらんください。

繰越明許費についてご説明いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費のコミュニティセンター建設事業についてであります。

これにつきましては、第2号補正予算で早田地区のコミュニティセンター設計委託料を計上しておりましたが、その後、地区との協議を進める中で、建設予定地をかさ上げすることとなりました。この工事内容の変更に伴い、設計業務への着手が遅くなったことから、年度内で執行することが困難であるため、繰り越し事業とするものであります。なお、金額については、第2号補正予算に計上した360万円に、今回の補正予算に計上した60万円を加えた420万円となります。

7款土木費、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の前倒し事業として実施することから、年度末までの期間が短く、年度内での執行が困難であるため、繰り越し事業とするものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

まず、ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託料並びに尾鷲市コミュニティバス指定管理料につきましては、その期間を平成24年度、限度額をそれぞれ2,999万2,000円と1,130万円にするものであります。

総合住民情報システム市税等納税通知書作成業務委託料につきましては、その期間を平成24年度、限度額を334万6,000円とするものであります。

養護老人ホーム聖光園指定管理料につきましては、本年度で5年間の期間が終了することから、新たにその期間を平成24年度から平成28年度まで、限度額を5億4,953万3,000円とするものであります。

浄化槽整備事業PFI導入可能性等調査業務委託料につきましては、市町村整備型PFI導入等の調査を実施いたしたく、その期間を平成24年度、限度額を1,400万3,000円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、5,178万8,000円を増額し、歳入歳出総額を28億5,678万4,000円とするものであります。

歳入では、額の確定による療養給付費等交付金3,471万1,000円を増額、同じく額の確定による共同事業交付金1,440万4,000円を増額、繰入金で国保財政安定化支援事業等の一般会計からの繰入金531万円の増額が主なものであります。

歳出では、保険給付費は退職被保険者療養給付費等の増により2,216万6,000円を増額、事業費の確定による共同事業拠出金283万4,000円を増額、諸支出金は前年度精算金等2,671万6,000円を増額が主なものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、615万7,000円を追加し、歳入歳出総額を5億2,673万2,000円とするものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金615万7,000円を増額し、歳出は総務費152万3,000円、広域連合負担金463万4,000円を増額するものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。収益的収入及び支出では、収入の医業収益は入院収益等の増による7,600万3,000円の増額、支出の医業費用では外部医師への応援依頼の増等により6,808万4,000円を増額するものであります。資本的収入及び支出では、収入の投資返還金で、学資貸与金返還金の増により154万9,000円の増額、支出の、投資で、学資貸与金の減により25万円を減額するものであります。

11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出だけの予算計上であります。営業費用は人件費の減などで114万4,000円の減額、営業外費用は雑支出で24万円の増額であります。

次に、議案第59号「第6次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画の議決について」につきましては、尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第6次尾鷲市総合計画の基本構想につきましては、目標年度を平成33年度と定め、本市の将来都市像を、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまち、子や孫とともに暮らせるまち、住みよいまちを、市民と行政がともに作り、次の世代につなげていくことを目指し、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」と掲げております。

その将来都市像の実現に向け、「みんなが共に支え合い暮らせるまち」「みんなが安心して健やかに暮らせるまち」「みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち」「みんなが子どもをはぐくみ心豊かに暮らせるまち」「みんながいきいきと快適に暮らせるまち」の五つを基本目標として定めております。

前期基本計画につきましては、目標年度を平成28年度と定め、基本構想で定めたまちづくりの理念や目標を達成するため、39施策で構成しており、施策の対象、10年後の目指す姿を明確にし、市民、行政、事業者などの主体がともに取り組む方針を定めております。さらに、施策の成果をはかる指標により、計画の進みぐあいの目安を数値ではかっていく考え方も取り入れています。

また、重点的な取り組みにつきましては、前期基本計画における政策分野の異なる事業を横断した観点で、一体的に展開することにより、それぞれの分野を総合的に牽引し、成果を上げることを目指すため、「おわせ人づくり」を進めるものであります。

次に、議案第60号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」につきましては、工事契約金額の変更契約を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回の変更契約につきましては、校舎跡地に見つかった井戸の処理及び地盤の補強として、セメントと土を攪拌し、締め固める地盤の改良、さらには建築基準法の改正で避難用の外部階段と防火扉2カ所の追加工事が必要となったことによる変更が主なものであります。

また、外壁につきましては、井戸の処理や地盤改良などに費やした工期の短縮を図る上で、最もふさわしい工法として、ログ工法から強度も耐火性も問題ない羽目板工法に変更することにより、工期内の完成を目指すものであります。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第16、議案第61号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議案第61号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、本年9月30日に人事院勧告が行われましたが、本市におきましては、人事委員会の設置義務がなく、社会情勢等の諸条件の変化による職員の給与等の増減は、人事院勧告の諸条件に従前から準拠してきたことから、人事院勧告を遵守するものとし、医療職（医師）及び若年層を除き一般職の給料を平均で0.23%引き下げるものであります。

また、平成18年4月1日に給料表の大幅な改正が行われた際、現給保障として差額調整を受けている職員についても、あわせて給料減額を行うものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第61号は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

後ほど委員会を開催していただきます。

次に、日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして諮問の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（中垣克朗議員） ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、任期満了に伴う委員の再任推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ただいまのところ、通告はございません。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(中垣克朗議員) 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第18、報告第10号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」から、日程第21、報告第13号「須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」までの報告4件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告4件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 報告第10号から報告第12号までの報告3件につきましては、「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」であり、すべて台風12号による大雨で、教育委員会が管理する通路の石積みが崩落し、3件分の墓石を破損したものであります。

このことから、平成23年11月15日に、それぞれの損害賠償額を決定すべ

く、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第13号「須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、副市長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

〔副市長（横田浩一君）登壇〕

副市長（横田浩一君） それでは、報告第13号「須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」ご説明いたします。

須賀利地区住民の公共交通機関の確保を図るため、本市は同社に対して資本金の3分の2を出資しておりますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、同社の経営状況を報告するものであります。

まず、平成23年度の決算についてご報告いたします。

お手元の第21期決算報告書1ページをごらんください。

貸借対照表であります。

資産の部の流動資産は53万3,904円となっており、その内訳は、現金、預金及び前払費用であります。固定資産は5万2,824円で、内訳は、船舶4万4,507円、備品8,317円であります。その結果、資産の部の合計は58万6,728円となります。

続きまして、負債の部につきましては、流動負債が529万472円で、その内訳は、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預金となっており、負債の部合計と同額であります。

純資産の部につきましては、資本金が300万円、繰越利益剰余金がマイナス770万3,744円となり、株主資本がマイナス470万3,744円となりました。純資産の部合計も同額となっております。

その結果、負債・純資産の部合計は58万6,728円となり、資産の部合計と一致しております。

次に、2ページの損益計算書をごらんください。

営業収益の売上高は、旅客運賃収入、小荷物運賃収入を合わせて212万9,100円、営業費用の販売費及び一般管理費は1,051万2,356円となっており、内訳は、3ページの販売費及び一般管理費のとおりであります。

営業損失は、838万3,256円であります。営業外収益は、受取利息から

雑収入まで合わせて786万599円となり、営業外費用の支払利息は2万9,462円で、経常損失が55万2,119円となりました。法人税及び住民税等差し引き後の当期純利益は62万2,119円となります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書は、前期末残高の純資産合計と当期変動額合計と合わせますと、純資産合計の当期末残高はマイナス470万3,744円であります。

以上が、平成23年度の決算報告であります。5ページには監査報告を添付しております。

続きまして、平成24年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

お手元の第22期事業計画及び予算の1ページ、平成24年度事業計画をごらんください。

運航回数であります。定期航路の通常便として尾鷲発、須賀利発ともに1,232便を予定しております。また、臨時便は、尾鷲発12便、須賀利発12便を予定しております。不定期航路につきましては2便を予定しており、定期航路、不定期航路を合わせた運航数の合計は2,490便を予定しております。

その他といたしましては、今期も引き続き、須賀利巡航船の利用促進を図っていく予定であります。

次に、2ページの平成24年度収支予算をごらんください。

収入の部につきましては、旅客運賃収入として、尾鷲港周遊の不定期航路の運賃も見込みましたが、定期航路の運賃収入の増加が見込めないことから、昨年度より減額の191万5,000円が計上されております。また、小荷物運賃収入につきましても、昨年の実績から見込み額を、雑収入につきましては預金利息等が計上されており、県補助金につきましては、昨年度決算損失額のうち、補助対象額の2分の1の419万8,584円を、市補助金につきましては419万円の補助額が計上されています。区負担金は、法人市県民税同等額が計上されています。

次に、支出の部につきましては、給与手当は、臨時船員2名の賃金と船長手当を見込み、495万8,800円が計上されています。社会保険料等の法定福利費が105万円、修繕費につきましては、船体、栈橋等の修繕として60万円、保険料は45万円が計上されております。燃料費につきましては、現在、軽油引取税課税免除の特例措置が平成24年3月31日までと定められていることから、

その後軽油引取税が課税された場合を考慮し、308万4,642円が計上されております。これらのほか、いずれも本航路の運航に必要な経費が計上されており、支出の部合計は1,087万754円となり、これを収入の部の合計1,049万5,169円から差し引きますとマイナス37万5,585円となります。

以上をもちまして、報告第13号「須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告4件に対する質疑に入ります。報告案件であることにご留意の上、ご発言願います。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 報告第13号「須賀利巡航船有限会社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」報告案件であるということなので、この有限会社の運営等々について、若干質疑をさせていただきます。

今年度の決算におきましては、補助金、県と市からの公的資金が繰り入れられるということで、その年度、年度の決算によって若干、当該年度の利益が出るか、純損失が出るかと、公的資金の額によっても違うと思いますが、まず決算におきましては、次年度のこの事業計画とも照らし合わせますと、旅客運賃収入及び小荷物運賃収入がかなり減っていくことが、この決算及び事業計画予算の中で明白になっておると思うんですね。24年度につきましては、先ほど副市長から説明ありましたように、免税になれば、どうにかこうにか、数字の上においては、収支が保てるのではないかなと思っていますが、いかんせん、旅客運賃等が減っていくとか、地元の人口等も減っていく中で、こういったことは否めないというところがあります。

もう片方の中で、副市長は先ほど、この事業計画の中で、定期航路外の新たな利用についてということ、利用促進の中で毎年書かれておるんですけどね、先般も、フィルムロケーションというか、映画の撮影があつて、須賀利のほうにも見物人の方も、かなり入り込んだのではないかなということが地元新聞等載っておったんですけど、現在では車というか、車での移動が多いようで、こういった巡航船に果たしてそれが反映されとったんかどうかということ踏まえまして、それと同時に昨今、地元におきまして、新たな輸送機関というか、形が議論

されておるようですが、こういったことを踏まえて、まず最初に副市長にお伺いしたいのは、新たなこういった利用促進について、どこまで可能性とか、行政も挙げまして、公的資金を繰り入れておる立場から、これまでもいろいろツーデーウォークで使ったりとか、全国尾鷲節コンクールで来ていただいた方に遊んでいただくということで、計画したりとかというのもあったんですけど、こういったものが結びついていないように思われますが、株主総会及び行政側の担当しておるほうでは、こういった議論については、どんなことがされておるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 質問にお答えさせていただきます。

利用促進でございますけれども、定期航路の旅客運賃としては、差があるという見込みはどうしても否めませんが、ご紹介ありましたように、先般、映画の撮影がございました。今後、それが完成し、またベネチア映画祭にも出品されるということも伺っております。その映画監督並びに主演女優の実績は、過去にもいろんな賞を受賞したということもございますので、この須賀利地域が日本のみならず、全世界にもその映像として紹介されるということになります。また、それが日本国内で映画放映されて、挙行されれば、たくさんの方が須賀利について日本人もご存じになるという中で、そういった場所を一遍見てみたいという方もたくさん見えるんじゃないかという期待をしております。

そういった中で、やっぱり須賀利の巡航船というのも、非常に大事な観光の手段でございますので、そういったところもおいでいただけるんじゃないかということも期待するとともに、一般的な観光ルートの編入ですとか、それから普濟寺ですか、お寺の彫刻ですとかいうことを見ていただけるんじゃないかということでも非常に期待しておるところでございますので、そういったこともPRしながら、乗っていただくお客様をふやしていきたいという思いであります。

議長（中垣克朗議員） 三鬼議員。

8番（三鬼和昭議員） ちょっとこの一般管理費を見ると、船が老朽化もしてきておりますし、むしろ収入に比べると一般管理費のほうがふえる傾向というか、固定的なことがありますして、一般的な航路の収支だけでは、ずっとこれが続いて、別途議論しておるような運輸機関というか、これを須賀利地区の運輸機関をどうするかという議論に入っていくかざるを得ないところも強いと思うんですね。

しかしながら、今、副市長が言われていた部分につきましては、こういったも

のにつきましては、行政のほうも、今後、今、お寺さんのほうであるとか、きょう、市長の市政報告の中でも、須賀利大池及び小池の文化財ということも含まれてきて、今、盛んにテレビなんかでもやっておりますように、エコツアーとか、そういったところの素材には十分なり得ると思うんですけど、やはり行政のほうも積極的にそういうことを仕掛けていかないと、せっかくいいものがあって、自然を荒らされては困りますけど、いいものがあって、巡航船が利用できる可能性というのがありながら、こういったことで報告は受けておりますが、現実として、じゃあ、1年間通じて観光面であるとか、そういった地域振興面であるとかというのが、行政側も取り組んでおるのかどうかというと、いまひとつ、その辺は弱いように思うんですけど、そのことも踏まえて、これまでどういう議論をしてきたかということと、今後このことを、巡航船の耐用年数等々も含めた議論もしなくちゃいけないと思いますけど、とりあえず、差し当たってのいまのフィルムロケーションからの展開も含めて、どういった思いがあるのかということをお伺いして、質疑を終わりたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先日、県内の旅行会社の方が見えまして、須賀利でのバスハイク、巡航船を使ったバスハイクをいろいろ議論をしているところでもありますので、我々もそういった感じで、バスハイク等の働きかけをしていきたいなと思っておりますし、あそこはスケッチとか、あるいは今回の須賀利の大池、小池等を利用した巡航船の利用についても、これから地元の方と一緒に考えていきたいなと思っております。

とりあえずは、一番手短に県内の旅行業者にバスハイクを持ちかけていきたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

7番、南議員。

7番（南靖久議員） 私は、報告事項の第10号から12号の専決処分事項、台風の被害による墓石の修繕の専決をしたということなんですけども、これは先般の議会運営委員会でも若干触れさせていただいたわけなんですけども、市長の、先ほどの報告によりますと、11月15日にそれぞれの損害賠償額を決定して、執行されたようでございますけども、前回の臨時議会の際に、たしかこの看板が壊れたときは、ある程度、写真の入った説明書も添付していただいて、我々としては、報告としては、よくわかる、請求書なんかもつけていただいたりして、よく

わかったんですけども、今回の場合は、こういった報告事項ということで、議案へ載っておるということで、我々としても額について、全く見当がつかないような状態ですので、できたら質疑で要望がどうのこうのという話がありますけども、できたら、こういった専決処分の報告の仕方については、前回同様、もっと詳しい添付資料もつけていただければ、より一層、理解が深めるのになという思いがありますので、ぜひとも今後の対応について、市の考え方をお聞きしたいと思います。専決処分の報告についての、この資料の添付について。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ご指摘の件につきましては、本会議でするのか、それとも違うような形でするのかはさておいて、もっとわかりやすい資料等について添付を検討させていただきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件であるため、これをもって終結いたします。

ここで暫時休憩し、先ほど付託されました議案を審査していただくため、第2・第3委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

なお、常任委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前11時22分〕

〔再開 午前11時48分〕

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第22、議案第61号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審議願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、三林委員長。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5 番（三林輝匡議員） それでは、総務産業常任委員会より報告させていただきます。

総務産業常任委員会に付託になりました議案第 6 1 号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」の 1 議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本日、午前 1 1 時 3 0 分より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました 1 議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。どうぞよろしくご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 2 2、議案第 6 1 号「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす 1 1 月 3 0 日から 1 2 月 4 日までを休会とし、5 日月曜日午前 1 0 時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

〔散会 午前 1 1 時 5 2 分〕